

## 社会福祉法人上野丘さつき会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上野丘さつき会（以下「法人」という。）は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職金を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務実績に応じて、報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任した者、死亡により退任した者はその遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、就業規則給与等の支給規程を準用し、俸給43号俸を本俸とする額

(2) 賞与については、就業規則給与等の支給規程による第4条第1項に定める額

(3) 退職金については、就業規則給与等の支給規程による第9条を準用し、就任したときに退職共済に加入する。

(4) 通勤手当については、給与等の支給規程第4条の規定に準ずる額

(5) 常勤役員等が職務のために出張したときは、就業規則給与等の支給規程第10条による、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のために出張したときは、前条第5号に準ずる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等に対しては、本規程に基づく役員等報酬を支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、当日が休日のときは、給与等の支給規程第6条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月、12月及び3月とする。

(3) 退職金については、就業規則給与等の支給規程第9条に定める退職共済制度による。

- 2 非常勤役員等の報酬等は、当該会議に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金及び積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、就業規則第6条第1項第4号および同規則第11条を準用し、日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる端数処理を行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 平成27年4月1日施行の役員等報酬および費用弁償規定は廃止する。
- 2 この規程施行以前に給与に関して決定された事項は、従前の例による。
- 3 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席	日額10,000円、半日額5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,000円、半日額5,000円

※交通費を含む額とし、所得税相当分を加算する。

(2) 理事

理事会等会議への出席	日額10,000円、半日額5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,000円、半日額5,000円

※交通費を含む額とし、所得税相当分を加算する。

(3) 監事

監事監査等への出席	日額10,000円、半日額5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,000円、半日額5,000円

※交通費を含む額とし、所得税相当分を加算する。